

福岡県宿泊税検討委員会の公開に関する要領

第1 趣旨

この要領は、福岡県宿泊税検討委員会設置要綱（令和5年4月19日施行。以下「設置要綱」という。）に基づき、福岡県宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人

傍聴人とは、委員長の許可を得て、会議を傍聴するものをいう。

第3 会議の公開

- 1 委員会の会議は、原則として公開とする。
- 2 第3の1の規定に関わらず、委員長が必要と認めるときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

第4 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は委員長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

第5 傍聴手続

- 1 会議の傍聴を希望する者は、受付で氏名及び住所を記載し、係員の指示に従い席に着くものとする。
- 2 傍聴の受付は、会議開催当日に会場で会議開催の30分前から会議の開始予定時刻まで行うこととする。なお、中途入場は認めないものとする。
- 3 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合であって、委員長が傍聴を認める場合は、可能な範囲で傍聴を認めるものとする。

第6 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画又は録音を行わないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 会場において飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会場において、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) 委員長及び事務局職員の指示に従い、その他会議の支障となる行為をしないこと。

第7 傍聴人への指示

- 1 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人がこの要領の規定に違反したとき、退場を命ずるなど、必要な措置をとることができるものとする。
- 2 公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、委員長は別途定めた傍聴要領を傍聴者に配布することとする。

第8 報道関係者の取扱い

- 1 報道関係者は第4及び第5の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- 2 第6及び第7の規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。
- 3 前項の場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

第9 取材要領

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、委員長は、別途作成した取材要領を取材者に配付することとする。

第10 委員会開催の周知

「福岡県宿泊税検討委員会開催のお知らせ」を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに配架することとする。また、県のホームページにて公開することとする。なお、報道機関にも開催に関する情報を提供することとする。

第11 議事録等の公開

会議の資料及び議事録の概要は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。また、県のホームページにおいて公開する。

なお、非公開とした場合の会議資料及び会議録要旨は非公開とする。

第12 委員長の措置

この要領に定めるもののほか、委員長は、会議の円滑な審議を確保するため、随時必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。